

マイナンバー 時間との闘い

改正法成立 来月に番号交付

マイナンバー導入でこう変わる

(★は改正法で加わった項目、カッコ内は開始時期)

行政手続きの簡素化

個人番号カードが身分証明書の代わりに(16年1月)

コンビニで住民票など取得(16年1月、一部の自治体)

専用サイトで予防接種の案内を取得(17年1月)

各種の給付申請で住民票などの添付が不要に(17年7月)

引っ越し時に水道・ガス・電力を一括して住所変更可能に(17年以降)

賦税の公平性向上

源泉徴収票や確定申告などで番号を記入(16年1月)

★銀行口座とひもづけて資産を正しく把握(18年)

医療費控除で領収書不要に(17年以降)

医療への活用

★メタボ健診の受診情報を転職先の健康保険組合に引き継ぎ(16年1月以降)

個人番号カードが健康保険証に(17年7月以降)

マイナンバーと連動した医療番号でカルテ、診療報酬明細(レセプト)情報の活用(20年度本格運用方針)

中小・地方対応に遅れ

日本に住むすべての人に割り当てる税と社会保障の共通番号(マイナンバー)の配布が1ヵ月後に迫った。番号の利用範囲を広げる改正法が3日成立。2016年以降は税や社会保障の手続きに番号が必要になる。ただ企業の対応には遅れも目立ち、番号が全国民にきちんと届くか不安も残る。政府は行政手続きの簡素化など利点を強調するが、準備は時間との闘いになっている。

マイナンバーは国内に

住所があるすべての人に

割り当てる12桁の番号。

3日成立した改正法は

社会保険・税・災害対応の3分野に限定していた

番号の利用範囲を拡大。

銀行の預金口座と番号をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

をひもづけ、複数の口座

「内容知っている」まだ43%

つた。

企業にも法人番号が指定

・通知されることを「内容

まで知っていた」と答えた

人が9・8%。「内容は知

らない」と答えた人は9・8%。

「内容は知らない」と答えた

人が9